

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年11月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第130号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例（平成25年11月11日京都市条例第45号）中第2条の施行期日は、平成25年12月1日とする。

（建設局水と緑環境部緑政課）